

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年10月4日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第59号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改正する。

(建築物の接地位置の高低差の制限の特例に関する基準)

第3条 条例第3条第2項に規定する別に定める基準は、学校その他の公益上必要な建築物で、市長が当該建築物の用途及び敷地の状況に照らして、機能上又は構造上やむを得ないと認めるものであることとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)